

# 令和4年度第1回

## 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和4年4月12日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和4年度第1回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室
2. 開会日時 令和4年4月12日(火) 午後1時30分
3. 閉会日時 令和4年4月12日(火) 午後2時07分

4. 出席農業委員(9名)

1番	乙部繁作	6番	小野寺正八
7番	甲地武彦	8番	蛭名修二
9番	甲地俊隆	10番	蛭沢清子
12番	蛭名勲	13番	米内山隆博
14番	沼尾幸一		

5. 欠席農業委員(6名)

2番	竹内勝子	3番	大坂實
4番	岡山敬一	5番	木村豊三郎
11番	沼尾京子	15番	久保田正一

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

旭	笹倉隆悦	表町	山田昭二
千曳	藤井久		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	徳万才	佐々木祐輔
----	-------	-----	-------

## 8. 会議に付した案件

- 報告第1号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消し願いの受理について  
報告第4号 使用貸借合意解約書の受理について  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第3号 東北町農用地利用集積計画の決定について

## 9. 議事録署名委員

6番 小野寺 正 八      7番 甲 地 武 彦

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河 島 徳 悦      事務局主査 荒 木 浩 美

## 11. 書 記

事務局副参事 竹 内 恒 幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。  
「こんにちは」、着席願います。  
ただいまから、4月5日に招集通知しました、第1回東北町農業委員会総会を開催いたします。  
本総会の出席委員は、9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。  
なお、農地利用最適化推進委員3名の出席があります。  
本日、2番 竹内 勝子 委員、3番 大坂 實 委員、4番 岡山 敬一 委員、5番 木村 豊三郎 委員、11番 沼尾 京子 委員、15番 久保田 正一 委員より、会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告いたします。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局 ありがとうございます。  
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は報告4件、議案3件であります。充分なるご審議をお願いします。  
それでは議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。  
お諮りします。  
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに

議 長 決定しました。  
議事録署名者には、6番 小野寺 正八 委員、7番 甲地 武彦 委員を指名いたします。  
なお、書記には竹内副参事を任命いたします。

議 長 日程第2 会期の決定について、議題とします。  
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

議 長 日程第3 報告第1号 農地の転用事実に関する照会について  
議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。  
報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。  
なお、現地確認は4月4日、農業委員2名 岡山敬一委員、及び甲地俊隆委員と事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い現況が農地であるか否かを確認しています。  
2ページをお開きください。  
受付番号1番、2番、2件について説明いたします。  
(受付番号1番、2番、2件朗読説明省略) 以上、2件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第1号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議 長 質疑なしと認め、報告第1号は原案のとおり報告済といたします。

議 長 日程第4 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による

議長 届出書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3ページをお開きください。  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、別紙のとおり届出書を受理したので報告するものです。  
4ページをお願いします。  
(受付番号1番から5番、5件朗読説明省略)以上、5件です。

議長 ただいま、事務局より報告第2号の朗読及び説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第2号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長 日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項の規定による、許可の取消し願いの受理について議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 5ページをお開きください。  
報告第3号 農地法第5条第1項の規定による、許可の取消し願いの受理について、別紙のとおり報告するものです。  
6ページをお開きください。  
(受付番号1番、1件朗読説明省略)以上、1件です。

議長 ただいま、事務局より報告第3号の朗読及び説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議長 異議なしと認め、報告第3号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長 日程第6 報告第4号 使用貸借合意解約書の受理について、議題とします。

- 議 長 事務局より朗読及び説明を願います。
- 事務局長 7ページをお開きください。  
報告第4号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり報告するものです。  
8ページをお開きください。  
(受付番号1番、2番、2件朗読説明省略)以上、2件です。
- 議 長 ただいま、事務局より報告第4号の朗読及び説明がありました  
が、ご質疑ありませんか。  
  
(質疑なし)の声あり。
- 議 長 異議なしと認め、報告第4号は、原案のとおり報告済みといたします。
- 議 長 日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長 9ページをお開きください。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり  
(1)所有権移転6件の、許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。  
10ページから12ページの記載内容となります。  
(1)所有権移転6件について説明いたします。  
(受付番号1番から6番、6件を朗読説明省略)以上、6件です。
- 議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議等ありませんか。  
  
(異議なし)の声あり。
- 議 長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定しました。
- 議 長 日程第8 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農

議長 地転用許可に係る意見について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 13ページをお開きください。  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、14ページ(1)所有権移転1件、17ページ(2)賃貸借権設定2件について、現地調査が行われております。  
なお、(1)所有権移転申請箇所的位置等は、15、16ページのとおりです。  
(受付番号1番、所有権移転1件、朗読説明省略)以上、1件です。  
次に17ページ(2)賃貸借権設定申請箇所的位置等は、18ページから22ページのとおりです。  
(受付番号1、2番、賃貸借権2件朗読説明省略)以上、2件です。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。  
これには、現地調査が行われていますので、岡山敬一委員、甲地俊隆委員より現地調査の報告をお願いします。

事務局代読 議案第2号の(1)所有権移転について、現地調査の報告をいたします。  
4月4日に9番甲地俊隆委員及び事務局と現地へ出向き、代理人立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。申請地は、東北町役場本庁舎より東北東へ約500メートルの距離にあり、県道七戸上北町停車場線の南側の裏通りに面し、近くには、青森銀行上北町支店やJA十和田おいらせ上北支店があり、都市計画用途地域の第二種住居地域に指定された区域内に位置しています。  
転用の目的は、普通住宅の建築であり、現況においては境界が明確で、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。

9番甲地俊隆委員 議案第2号の(2)賃貸借権設定について、現地調査の報告をいたします。  
4月4日に4番岡山敬一委員及び事務局と現地へ出向き、代理人

9 番甲地俊  
隆委員

立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。申請地は、東北町役場本庁舎より、西南西へ約5.6キロメートルの距離にあり県道七戸上北町停車場線を七戸方面へ向かい旧町立第一小学校手前から町道124号線へ左折し、465メートル先の農道を右折した奥にあり、付近には、グループホームひまわり苑上北、蛭名水道、大浦集落があり、周囲には10ヘクタール以上の畑を中心とした農地が存している地域です。

転用の目的は、東北新幹線上北トンネル改良工事のための作業ヤード及び工事車両用駐車場であり、現況においては境界が明確で、重機等の廃油の処理については、地面に浸透することの無いよう細心の注意を払うことを確約したうえで、許可相当と判断して参りました。

農地法第5条転用賃貸借権設定の受付番号2番について、報告をいたします。

代理人立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。申請地は東北町役場本庁舎より、西南西へ約5キロメートルの距離にあり県道七戸上北町停車場線を七戸方面へ向かい日建リース工業上北工場を過ぎてすぐの町道156号線へ左折し、1.3キロメートル先の農道を右折した奥にあり、周囲には10ヘクタール以上の田を中心とした農地が存している地域です。

転用の目的は、東北新幹線牛鍵トンネル修繕工事のための仮設備の設置、資材置場、工事車両用駐車場であり、現況においては境界が明確で、重機等の廃油の処理については、地面に浸透することの無いよう細心の注意を払うことを確約したうえで、許可相当と判断して参りました。以上、報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。

ただいま、事務局及び甲地俊隆委員より現地調査の報告が終わりました。

本案について、ご異議等ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長

異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

日程第9 議案第3号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。

事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

議長　　なお、これには9番甲地俊隆委員の関連事項がありますので、東北町農業委員会会議規則第17条により、議事に参与することができない事から当該事案の審議から終了まで、退席をお願いします。

9番 甲地俊隆委員 (退席)

事務局長　　23ページをお開きください。  
議案第3号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。  
24ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。  
25、26ページをお開きください。  
（1）使用貸借、受付番号1番～5番、5件について説明いたします。  
（受付番号1番～5番、件朗読説明省略）以上、5件です。

議長　　ただいま、事務局より説明が終わりました。  
本案について、ご異議等ありませんか。

（異議なし）の声あり。

議長　　異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。  
9番甲地俊隆委員の入場をお願いします。

9番 甲地俊隆委員 (入場・着席)

議長　　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。  
第1回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

———— 閉会 午後2時07分 ————